

指定管理者の候補者選定にあたって

指定管理者の候補者選定を行うため「宮代町指定管理者候補者選定委員会」を開催します。

(1) 選定委員会の役割

申請団体から提出された事業計画書や収支計画書などの書類及び申請団体への聴き取りをもとに、適正かつ公平に審査を行い、最も適当と認められる1団体を指定管理者の候補者として選定します。

応募があった団体等が1団体の場合においても候補者の選定を行います。また、審査の結果、適当な候補者がいない場合には、候補者の選定はしません。

(2) 選定委員会の組織

選定委員会は「宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」により次の委員をもって組織しています。

- ① 総務課長、企画財政課長、教育推進課長、施設担当課長の職にある者
- ② 経営に関する専門的な知識を有する者又は施設の設置分野に関する専門的な見識を有する者
- ③ 施設利用の代表者又は公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1項第1号エに掲げる者を除く。）

(3) 選定委員会の会議等

委員長は、「宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」に基づき町長が指名します。今回は、総務課長が務めます。（会議の議長を兼ねます）

会議の進行は、委員長が議長となり行います。委員長に事故がある場合は、あらかじめ町長が指定する委員がその職務を代理します。また、事務局は質疑には加わりませんが、採点には加わりません。

(4) 審査の流れ

次ページのとおり

～指定管理者候補者選定の流れ～

●第1・2回選定委員会（面接審査）

業務要求水準書・募集要項についての説明と評価方法等の内容確認を行います。



申請者が事業計画書等のプレゼンテーションを行います。
事前の質問がある場合、申請者が回答いたします。
その後、申請者への質疑応答を行います。（ヒアリング）
プレゼンテーションとヒアリングに基づき、選定委員会で評価を行います。
協議の上、候補者を選定します。



（選定まで終わらなかった場合のみ）

●第3回選定委員会（予備日）

第2回までの協議で指定管理者候補者の選定に至らなかった場合、引き続きヒアリング等による審査実施及び候補者の選定を行います。



ここまでが、選定委員の役割となります。

●町長が選定委員会で選定した指定管理者候補者について承認します。



●議会で指定管理者候補者と指定管理期間が審議されます。



●議会で議決後、指定管理者と正式に協定を締結します。



●指定管理者による施設の運営がスタートします。

（令和2年4月から）